

カワサキ会計事務所だより

平成31年3月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定
国民健康保険税 第10期

注)長崎市ホームページより



平成31年度 税制改正大綱 その3

平成30年12月14日に「平成31年度税制改正大綱」が発表されました。

今回も、前回に引き続き一部ご報告します。

(1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の拡充・延長

被相続人が老人ホーム等に入所しており相続開始直前において空き家となっている場合が多く、空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の適用ができなかった。

今回の改正で以下の追加要件等を満たす場合に相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用可能となる。

追加要件

- ① 被相続人が、介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ相続開始直前まで老人ホーム等に入所している。
- ② その家屋について、被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされている、かつ事業の用、貸付けの用、被相続人以外の者の居住の用に供されていない。

※ 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、適用期限が4年間延長される。

※ 2019年4月1日から2023年12月31日まで行う譲渡に適用される。

(2) NISAの利便性向上等

① 居住者等の一時的な出国におけるNISA口座の継続利用

改正前のNISA口座は、居住者等が海外転勤等により一時的に出国する場合にはNISA口座から課税口座へ移管が必要だったが、改正により居住者等がその出国の日の前日までに「継続適用届出書」を提出することで、その出国日から「帰国届出書」を提出する日または当該継続届出書を提出した日から5年を経過する日の属する年の12月31日のいずれか早い日までの間は居住者等に該当する者とみなして引き続きNISA口座を利用できるようになる。

② 成年年齢の引き下げに伴う、NISAおよびジュニアNISAの年齢要件の引き下げ

2022年4月1日に施行される成年年齢の引き下げの民法改正に伴い、NISA口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上へ引き下げる。(改正前は、20歳以上)
また、それに伴いジュニアNISA口座の開設することができる年齢要件をその年の1月1日において18歳未満へ引き下げる。(改正前は、20歳未満)

※ ②については、2023年1月1日以降に開設されるNISA口座について適用となる。

<年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要で！>

「年次有給休暇の新ルール」が平成31年4月1日より始まることを、ご存知でしょうか？年次有給休暇が10日以上発生した社員について、使用者は発生日から1年の間に最低でも5日間の有給休暇を消化させなければならなくなります。

もし、消化させることができなかった場合には、使用者には罰則があります。使用者は労働基準法違反として30万円以下の罰金刑の対象となります。ですから、使用者としては有給休暇を取得していない社員に対して使用者が「日付を指定して強制的に休ませる」こととなります。

有給休暇は、いつから始まるのか？その日数は何日あるのか？有給休暇の「取り方」はどうなっているのか？等々様々な疑問が生じると思います。自社の年次有給休暇の制度がどのようになっているのか？何が課題なのか？等々も再度検討する必要があるかも知れません。この機会に当事務所と一緒にって見直されてはどうでしょうか？